

平成29年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

奨励研究

平成28年10月1日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、平成29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）「奨励研究」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 公募の内容
- II 応募書類の提出等
- III 研究倫理教育の受講等について

により構成されています。

このうち、「I 公募の内容」においては、目的、応募資格、及び応募総額や応募から交付までのスケジュール等が記載されています。

また、「II 応募書類の提出等」においては、提出する応募書類や提出方法等が記載されています。

公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く研究を開始できるようにするため、平成29年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、平成29年度における主な変更点は次のページのとおりです。

科学研究費助成事業は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

<平成29年度における主な変更点等>

① 目的の文言を一部変更しました。（1頁参照）

「教育・研究機関の教職員」の定義について追記しました。

目 次

I 公募の内容

1	目的	1
2	研究の対象	1
3	応募資格	1
4	応募総額	2
5	研究期間	2
6	研究組織	2
7	経費	2
8	公募の対象とならない研究計画	2
9	審査希望分野の選定	3
10	応募から交付までのスケジュール	3
11	応募に当たっての注意事項	3
12	科研費（奨励研究）の諸手続・管理	3
13	科研費の適正な使用等	3
14	不正使用、不正受給又は不正行為への対応	4
15	科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について	7

II 応募書類の提出等

1	提出する応募書類	8
2	提出方法	8
3	留意事項	9
4	個人情報の取扱い	9

III 研究倫理教育の受講等について 10

別紙	科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号） における研究機関一覧	11
----	--	----

（参考1）	審査等	21
-------	-----	----

（参考2）	科学研究費補助金取扱規程	22
-------	--------------	----

（参考3）	独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金） 取扱要領	30
-------	--	----

問い合わせ先等	39
---------	----

【応募書類の様式・記入要領】

1	研究計画調書作成・記入要領-----	4 0
2	研究計画調書-----	4 6
3	応募カード作成・記入要領-----	5 0
4	応募カード-----	5 2
5	科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の 諸手続及び管理の委任について（依頼）-----	5 3

I 公募の内容

1 目的

奨励研究は、教育・研究機関の教職員等（※）であって、他の科学研究費助成事業の応募資格を持たない者が一人で行う教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励することを目的とするものです。

※ 「教育・研究機関の教職員」とは、主に、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、大学等の研究機関の教職員を指します。

2 研究の対象

人文学、社会科学及び自然科学の全分野の研究で、教育現場等での実務に基づく研究等を対象とします。

ただし、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究は除きます。

3 応募資格

教育・研究機関の教職員、企業の職員、それ以外の者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者

ただし、上記応募資格に該当する場合であっても、次の者は応募することができません。

- (1) 生徒及び学部学生・大学院生（社会人学生を除く）
- (2) 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する他の科学研究費助成事業〈基盤研究、若手研究等〉の応募資格を有する者
- (3) 科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成29年度に、「その交付の対象としないこと」とされている者
- (4) 補助金を個人で管理する者で日本国内に在住していない者

(参考)

上記(2)の応募資格を有する者とは、次の①及び②の要件を満たす者並びに日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」をいいます。

(「平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領」抜粋)

① 応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成29年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

※ 研究機関とは、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関のことです。

科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

詳細は、別紙「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号）における研究機関一覧（11頁）」を参照してください。

研究機関に所属している者は、必ず、所属する研究機関の科研費担当者に、「奨励研究」の応募資格の有無を確認してください。

4 応募総額

10万円以上 100万円以下

5 研究期間

1年間

6 研究組織

研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者とともに研究組織を構成することができます。

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者にあたり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ者のことをいいます。

研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

なお、研究期間中に研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

7 経費

(1) 対象となる経費

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）を対象とします。

(2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者の人件費・謝金

8 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- (1) 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- (2) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- (3) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- (4) 業として行う受託研究
- (5) 研究経費の額が応募総額の範囲外の研究計画

9 審査希望分野の選定

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査希望分野を示す分類表である研究計画調書作成・記入要領の別表1「平成29年度科学研究費補助金（奨励研究）系・専門分野・専門番号表（44頁参照）」から、審査を希望する専門分野を1つ必ず選定してください。

10 応募から交付までのスケジュール

- (1) 応募書類提出期限までのスケジュール
平成28年10月1日 公募開始
12月1日～5日 応募書類受付期間
- (2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）
平成28年12月～
平成29年 3月 審査
4月上旬 交付内定
4月下旬 交付申請
6月下旬 交付決定
7月上旬 補助金の送金

11 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募できる研究課題数は、1人につき1課題に限ります。
- (2) 研究課題の応募に当たり、法令、告示、通知及び所属機関等で定めた規程等により、承認・届出・確認等が必要な場合においては、所定の手続を行わなければなりません。
- (3) 研究課題が採択された者であっても、応募資格を喪失した者については、補助金の交付を行いません。

12 科研費（奨励研究）の諸手続・管理

奨励研究に係る諸手続・管理は原則として研究代表者個人が行うこととなります。

ただし、科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関（11頁参照）に所属している者は、科研費に係る諸手続・管理の委任を当該所属研究機関に依頼しなければなりません。そのため、該当者は応募に際して、「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（依頼）（53頁参照）」を用いて、所属する研究機関に対して委任依頼の手続を行う必要があります。

- (1) 所属する研究機関が委任の依頼を承諾した場合には、科研費に係る諸手続・管理は当該研究機関が行うこととなりますので、応募書類を当該研究機関に提出してください。
- (2) 所属する研究機関が委任の依頼を承諾しなかった場合には、科研費に係る諸手続・管理は研究代表者個人が行うこととなりますので、応募書類を日本学術振興会に直接提出してください。

13 科研費の適正な使用等

- (1) 科研費に関するルール
科研費（補助金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。
- (2) 科研費の適正な使用
科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究代表者には、法令及び交付された科研費の使用に関するルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。

また、「12 科研費（奨励研究）の諸手続・管理（3頁参照）」に基づき、科研費の管理を行うことになった研究機関には、交付された科研費の使用に関するルール（科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究代表者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

1.4 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

○「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行うなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

(1) 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究代表者については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究代表者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究代表者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

参考URL：http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—	不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）	

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された補助事業に対して、善管注意義務に違反したと認められる研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」）

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類	学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間	
ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
	当該論文等の責任著者以外の者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- (2) 他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- (3) 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記(1)、(2)と同様に取り扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

- (4) 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(注) 最近の不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
 - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
 - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
 - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

15 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示すること、また、論文の Acknowledgement（謝辞）に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載していただくようにお願いします。特に、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP16H45678.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP16H45678 の助成を受けたものです。

II 応募書類の提出等

1 提出する応募書類

提出書類	提出部数
(1) 応募者全員が必ず提出する書類	
研究計画調書	3部（正本1部、副本2部） ※研究計画調書はA4版、 <u>両面印刷</u> で作成すること（全4頁、両面印刷で用紙2枚）。頁数の増減は認めません。 ※ <u>正本</u> は、左側を上から下までのりづけし、見開きできるように加工すること。 <u>副本</u> は、1部は正本と同様のりづけし、1部はのりづけせず、左上をクリップで留めること。
応募カード	1部
(2) 所属研究機関が委任の依頼を承諾しなかった者のみ提出する書類	
科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（回答）の写し	1部

応募書類については、所定の様式により作成してください。様式は、次のホームページから最新版の様式を必ずダウンロードしてください。

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

2 提出方法

(1) 応募書類を郵送する場合

【提出期間】

平成28年12月1日（木）～ 12月5日（月）【必着】

ただし、郵送された応募書類のうち、平成28年12月4日（日）までに発送したことが証明できる場合に限り、12月6日（火）に到着したものまで受理します。

【提出方法】

応募書類を郵送する場合は配達証明ができる方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）により、上記期間に到着するように、余裕を持って発送してください。

封筒の表には「科学研究費補助金（奨励研究）応募書類在中」と朱書きしてください。

【提出先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1（麹町ビジネスセンター）
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
「科学研究費補助金（奨励研究）」応募受付担当

(2) 応募書類を持参する場合

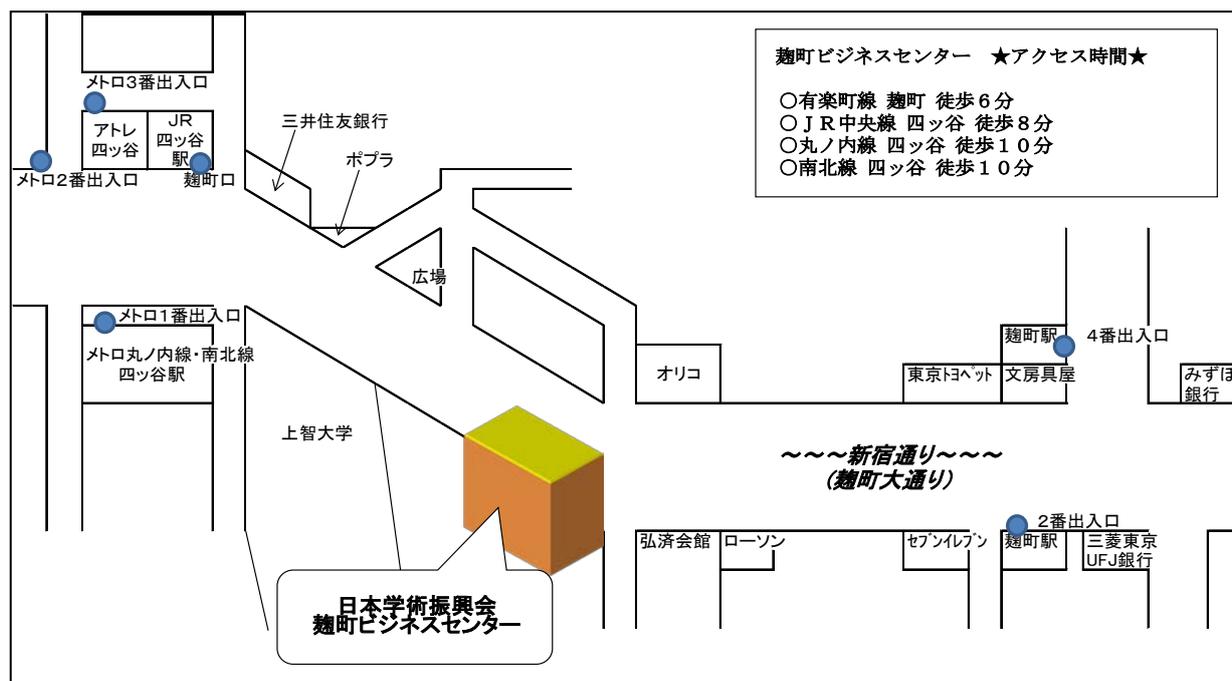
【提出期間】

平成28年12月1日(木)～12月5日(月) (土曜日、日曜日を除く)
午前10時～午後5時【時間厳守】

【受付場所】

独立行政法人日本学術振興会 8階会議室 (予定)
(麹町ビジネスセンター内)

所在地 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 (麹町ビジネスセンター)



3 留意事項

応募書類の作成・提出に際しては次の点に留意してください。

- (1) 応募書類は、「研究計画調書作成・記入要領」及び「応募カード作成・記入要領」に基づいて作成してください。
- (2) **応募書類の提出は1回に限ります。一度提出した後は、書類を追加提出することはできません。**
- (3) **応募書類の提出後に、研究計画調書等の訂正、再提出(差替)等を行うことはできません。**
- (4) 提出した応募書類の写しを保管しておかなければなりません。

4 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、科学研究費助成事業の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。なお、採択された研究課題に関する情報(研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)等により公開します。

Ⅲ 研究倫理教育の受講等について

科研費の配分により行われる研究活動に参画する研究代表者は、平成29年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請（平成29年4月予定）前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、CITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講することが必要です。

※補助金を個人で管理する研究代表者は、日本学術振興会が提供する研究倫理教育教材である『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、又は研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）の通読・履修をしてください。

※研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に書面で提出していただきます。

科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文科省告示第110号）における研究機関一覧

平成28年9月1日現在

1 大学・短期大学（1,124 機関）

（個別名称は省略）

2 大学共同利用機関（20 機関）

国立歴史民俗博物館
 統計数理研究所
 国文学研究資料館
 国立極地研究所
 国立情報学研究所
 国立天文台
 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語
 研究所
 国立遺伝学研究所
 核融合科学研究所
 分子科学研究所
 基礎生物学研究所
 生理学研究所
 国際日本文化研究センター
 総合地球環境学研究所
 国立民族学博物館
 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機
 構
 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（岡崎共通
 研究施設）
 大学共同利用機関法人人間文化研究機構本部
 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（新
 領域融合研究センター及びライフサイエンス統合
 データベースセンター）
 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（新分野創
 成センター）

3 文部科学省の施設等機関（2 機関）

国立教育政策研究所
 文部科学省科学技術・学術政策研究所

4 高等専門学校（57 機関）

（個別名称は省略）

5 文部科学大臣が指定する機関（659 機関）

(1) 第2条第1項第4号の研究機関

1. 国の設置する研究所その他の機関（16 機関）

気象庁気象研究所
 国土技術政策総合研究所
 国土地理院（地理地殻活動研究センター）
 国立障害者リハビリテーションセンター（研究所）
 防衛医科大学校（医学教育部医学科進学課程及び専
 門課程、動物実験施設、共同利用研究施設、病院並
 びに防衛医学研究センター）
 科学警察研究所
 国立医薬品食品衛生研究所
 国立保健医療科学院
 国立感染症研究所
 農林水産省農林水産政策研究所
 国立社会保障・人口問題研究所
 総務省消防庁消防大学校（消防研究センター）
 防衛大学校（総合教育学群、人文社会科学群、応用
 科学群、電気情報学群及びシステム工学群）
 財務省財務総合政策研究所（総務研究部）
 海上保安大学校（国際海洋政策研究センター）
 国立水俣病総合研究センター

2. 地方公共団体の設置する研究所その他の機関 （145 機関）

北海道博物館
 北海道立衛生研究所
 伊達市噴火湾文化研究所
 岩手県環境保健研究センター
 宮城県畜産試験場
 宮城県農業・園芸総合研究所
 東北歴史博物館
 秋田県農林水産部（農業試験場、果樹試験場、畜産
 試験場、水産振興センター及び林業研究研修センタ
 ー）
 秋田県立脳血管研究センター（研究局）
 秋田県産業技術センター
 秋田県健康環境センター
 秋田県総合食品研究センター

兵庫県立福祉のまちづくり研究所
兵庫県立農林水産技術総合センター
兵庫県立工業技術センター
兵庫県立健康生活科学研究所(健康科学研究センター)
兵庫県立尼崎総合医療センター(研究部)
奈良県立橿原考古学研究所
奈良県農業研究開発センター
奈良県森林技術センター
橿原市昆虫館
和歌山県農林水産部(農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、林業試験場及び水産試験場)
鳥取県林業試験場
島根県産業技術センター
島根県中山間地域研究センター
島根県保健環境科学研究所
岡山県農林水産総合センター生物科学研究所
岡山光量子科学研究所
岡山県農林水産総合センター(農業研究所)
広島県立総合技術研究所(保健環境センター)
山口県農林総合技術センター
徳島県立博物館
徳島県立農林水産総合技術支援センター(試験研究部)
香川県水産試験場
愛媛県農林水産研究所
愛媛県立衛生環境研究所
愛媛県産業技術研究所(紙産業技術センター)
高知県立森林技術センター
北九州市立自然史・歴史博物館
福岡県工業技術センター
福岡県保健環境研究所
福岡県立アジア文化交流センター
福岡県農林業総合試験場
九州歴史資料館
福岡市美術館
福岡県水産海洋技術センター
福岡市保健環境研究所
北九州市環境エレクトロニクス研究所
佐賀県窯業技術センター
佐賀県工業技術センター
佐賀県有明水産振興センター(ノリ研究担当及び資源研究担当)
長崎県工業技術センター
熊本県産業技術センター(ものづくり室、材料・地域資源室、食品加工室)
大分県立歴史博物館

宮崎県木材利用技術センター
鹿児島県農業開発総合センター
沖縄県農業研究センター

3. 特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関(163機関)

独立行政法人国立病院機構函館病院(臨床研究部)
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
独立行政法人国立病院機構北海道医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター(臨床研究部)
地方独立行政法人青森県産業技術センター
独立行政法人国立病院機構弘前病院(臨床研究部)
地方独立行政法人岩手県工業技術センター
独立行政法人国立病院機構(仙台医療センター臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(宮城病院臨床研究部)
地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県がんセンター(研究所)
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院(臨床研究部)
独立行政法人家畜改良センター
国立研究開発法人国立環境研究所
独立行政法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林総合研究所
国立研究開発法人農業環境技術研究所
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業生物資源研究所
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人土木研究所
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構茨城東病院(臨床研究部)
日本中央競馬会競走馬総合研究所
独立行政法人国立病院機構栃木医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構宇都宮病院(臨床研究部)

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構西群馬病院 (臨床研究部)
国立研究開発法人理化学研究所
独立行政法人国立女性教育会館
国立研究開発法人科学技術振興機構
独立行政法人国立病院機構埼玉病院 (臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構東埼玉病院 (臨床研究部)
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
独立行政法人国立病院機構 (千葉東病院臨床研究部)
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
独立行政法人国立病院機構 下志津病院 (臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構千葉医療センター(臨床研究部)
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館
独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所
独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館
独立行政法人国立美術館国立西洋美術館
独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター
国立研究開発法人産業技術総合研究所
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人経済産業研究所
国立研究開発法人電子航法研究所
独立行政法人国立病院機構(東京医療センター臨床研究センター)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人国立病院機構村山医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構災害医療センター(臨床

研究部)
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(東京都健康長寿医療センター研究所)
独立行政法人国立病院機構東京病院 (臨床研究部)
独立行政法人国立高等専門学校機構(教育研究調査室)
独立行政法人国立病院機構本部 (総合研究センター)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人港湾空港技術研究所
国立研究開発法人水産研究・教育機構
独立行政法人国立病院機構(相模原病院臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構(久里浜医療センター臨床研究部)
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター (臨床研究所)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校(能力開発院、基盤整備センター)
独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院 (臨床病態研究センター)
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター (臨床研究所)
独立行政法人国立病院機構横浜医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国民生活センター(商品テスト部、教育研修部)
独立行政法人国際協力機構 (研究所)
独立行政法人国立病院機構新潟病院 (臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター (臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構西新潟中央病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(金沢医療センター臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター (臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構長良医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構(静岡・てんかん神経医療センター臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構静岡医療センター(臨床研究部)
地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こど

も病院（臨床研究室）
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立病院機構（名古屋医療センター臨床研究センター）
独立行政法人国立病院機構東名古屋病院（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構三重病院（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院（臨床研究部）
独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館
独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館
独立行政法人国立病院機構（宇多野病院臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構（京都医療センター臨床研究センター）
独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター（臨床研究部）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センター（研究所）
地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター（研究所）
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（環境情報部、環境研究部、食の安全研究部及び水産研究部）
独立行政法人国立美術館国立国際美術館
独立行政法人国立病院機構（近畿中央胸部疾患センター臨床研究センター）
独立行政法人国立病院機構大阪医療センター（臨床研究センター）
地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所
独立行政法人国立病院機構（大阪南医療センター臨床研究部）
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
地方独立行政法人大阪市立工業研究所
独立行政法人国立病院機構刀根山病院（臨床研究部）
地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市民総合医療センター（臨床研究センター）
独立行政法人国立病院機構神戸医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構姫路医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター（臨床研究部）
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構米子医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構松江医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構（南岡山医療センター臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構岡山医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構（呉医療センター臨床研究部）
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人国立病院機構福山医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター（臨床研究部）
独立行政法人水産大学校
独立行政法人国立病院機構関門医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構岩国医療センター（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構徳島病院（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター（臨床研究部（成育）、臨床研究部（循環器））
独立行政法人国立病院機構四国がんセンター（臨床研究センター）
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター（臨床研究部）
公立学校共済組合四国中央病院（臨床研究センター）
独立行政法人国立病院機構高知病院（臨床研究部）
独立行政法人国立病院機構（九州がんセンター臨床研究センター）
独立行政法人国立病院機構九州医療センター（臨床研究センター）
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館
独立行政法人国立病院機構福岡病院（臨床研究部）

独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター(臨床研究部)
独立行政法人労働者健康安全機構総合せき損センター(研究部)
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構大牟田病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター(臨床研究部)
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館(医学研究所)
独立行政法人国立病院機構(長崎医療センター臨床研究センター)
独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構熊本医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構菊池病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構別府医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構都城病院(研究検査科)
独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター(臨床研究部)
独立行政法人国立病院機構南九州病院(臨床研究部)

4. 国際連合大学の研究所若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関(1 機関)

国際連合大学サステイナビリティ高等研究所

5. 一般社団法人若しくは一般財団法人(203 機関)

公益財団法人電磁材料研究所
公益財団法人国際科学振興財団
(財) 特殊無機材料研究所
公益財団法人脳血管研究所
一般財団法人日本蛇族学術研究所
一般財団法人動物繁殖研究所
(財) 化学療法研究会

公益財団法人園芸植物育種研究所
(財) 野田産業科学研究所
公益財団法人額田医学生物学研究所
(財) 古代オリエント博物館
公益財団法人がん研究会
(財) 河野臨床医学研究所
一般財団法人小林理学研究所
公益財団法人佐々木研究所
公益財団法人実験動物中央研究所
公益財団法人政治経済研究所
(財) 大日本蚕糸会
一般財団法人田中教育研究所
公益財団法人東洋文庫
公益財団法人徳川黎明会
一般財団法人日本経済研究所
一般財団法人日本生物科学研究所
(財) 日本農業研究所
公益財団法人山階鳥類研究所
公益財団法人三井文庫
公益財団法人目黒寄生虫館
公益財団法人野間教育研究所
(財) 応用光学研究所
(財) 乙卯研究所
(財) 教育調査研究所
公益財団法人 研医会
(財) 小峰研究所
公益財団法人心臓血管研究所
(財) ソ連問題研究会
公益財団法人電磁応用研究所
公益財団法人中村元東方研究所
(財) 東洋哲学研究所
一般財団法人日本色彩研究所
(財) 日本美容医学研究会
公益財団法人野口研究所
公益財団法人深田地質研究所
(財) 柳工業デザイン研究会
一般財団法人日本統計協会
(財) 日本学協会
公益財団法人冲中記念成人病研究所
一般財団法人能力開発工学センター
(財) 進化生物学研究所
公益財団法人大倉精神文化研究所
公益財団法人大原記念労働科学研究所
公益財団法人微生物化学研究会
一般社団法人中日文化研究所
公益財団法人教科書研究センター
公益財団法人 中近東文化センター

(財) 応用生化学研究所
公益財団法人日本モンキーセンター
公益財団法人豊田理化学研究所
公益財団法人名古屋産業科学研究所
公益財団法人応用科学研究所
一般財団法人生産開発科学研究所
公益社団法人部落問題研究所
公益財団法人古代学協会
公益財団法人体質研究会
公益財団法人田附興風会
公益財団法人日独文化研究所
公益財団法人衣笠繊維研究所
(財) 防災研究協会
(財) 建築研究協会
一般財団法人地球システム総合研究所
公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター
公益財団法人国際高等研究所
公益財団法人世界人権問題研究センター
一般財団法人災害科学研究所
一般財団法人アジア太平洋研究所
(財) 高分子研究所
(財) 石神記念医学研究所
公益財団法人サントリー生命科学財団
(財) 蛋白質研究奨励会
一般財団法人阪大微生物病研究会
公益財団法人レーザー技術総合研究所
一般財団法人建設工学研究所
公益財団法人東洋食品研究所
一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所
一般財団法人日本きのこセンター
(財) 日本産業科学研究所
公益財団法人九州経済調査協会
公益財団法人アジア成長研究所
一般財団法人ファジィシステム研究所
(財) 服部植物研究所
公益財団法人函館地域産業振興財団(北海道立工業技術センター)
一般社団法人湿原研究所
公益財団法人環境科学技術研究所
公益財団法人岩手生物工学研究センター
公益財団法人岩手県文化振興事業団(博物館)
公益財団法人総合花巻病院(臨床研究部)
公益財団法人山形県産業技術振興機構
一般財団法人脳神経疾患研究所
一般財団法人総合科学研究機構(総合科学研究センター(総合科学研究室)及び東海事業センター(利用研究促進部))

公益財団法人かずさDNA研究所
公益財団法人日本分析センター
公益財団法人モラロジー研究所研究センター
公益財団法人東京都医学総合研究所
一般財団法人統計研究会
(財) 日本進路指導協会
一般財団法人日本水路協会(海洋情報研究センター)
公益財団法人大学基準協会(大学評価・研究部)
一般財団法人電力中央研究所
公益財団法人神経研究所
一般財団法人平和・安全保障研究所
公益財団法人出光美術館
(財) 切手の博物館
一般財団法人計量計画研究所
公益財団法人朝日生命成人病研究所
公益財団法人未来工学研究所
公益財団法人鉄道総合技術研究所
一般財団法人日本自動車研究所
公益財団法人統計情報研究開発センター
公益財団法人明治安田厚生事業団体力医学研究所
一般財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所
公益財団法人学習ソフトウェア情報研究センター
一般財団法人公園財団(公園管理運営研究所)
公益財団法人地震予知総合研究振興会
公益財団法人家計経済研究所
(財) 林業経済研究所
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(研究部)
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
公益財団法人都市緑化機構
公益財団法人海洋生物環境研究所
公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会(医療経済研究機構(研究部))
公益財団法人ライオン歯科衛生研究所(研究部研究開発室)
公益財団法人日本証券経済研究所(調査研究部及び大阪研究所)
一般財団法人人文情報学研究所
公益財団法人日本心臓血圧研究振興会(臨床研究施設・研究部門)
公益財団法人河川財団(河川総合研究所)
一般財団法人農政調査委員会
公益財団法人世界平和研究所
一般財団法人日本気象協会
公益財団法人消費者教育支援センター

公益社団法人地域医療振興協会（地域医療研究所）
公益財団法人東京都医療保健協会（医療の質向上研究所）
公益財団法人自然エネルギー財団
公益財団法人神奈川科学技術アカデミー
公益財団法人地球環境戦略研究機関
公益財団法人相模中央化学研究所
一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所（財）北里環境科学センター（研究部）
公益財団法人川崎市産業振興財団（ナノ医療イノベーションセンター）
公益財団法人結核予防会結核研究所
一般財団法人日本宇宙フォーラム
一般財団法人睡眠健康科学財団
公益財団法人医療科学研究所
公益財団法人根津美術館
一般財団法人エネルギー総合工学研究所（原子力工学センター）
一般財団法人ダム技術センター（ダム技術研究所）
一般財団法人A i 情報センター（研究グループ）
一般財団法人日本生涯学習総合研究所
公益財団法人日本交通公社（観光政策研究部、観光文化研究部、観光研究情報室）
一般財団法人日本環境衛生センターアジア大気汚染研究センター
公益財団法人環日本海経済研究所（調査研究部）
公益財団法人花と緑の銀行
公益財団法人立山カルデラ砂防博物館
公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター
公益財団法人身体教育医学研究所
公益財団法人岡田茂吉美術文化財団（学芸部）
公益財団法人農業・環境・健康研究所
一般財団法人ファイナセラミックスセンター
公益財団法人豊田都市交通研究所
一般財団法人グローバルヘルスケア財団（研究部）
公益財団法人科学技術交流財団（あいちシンクロトロン光センター、知の拠点重点研究プロジェクト統括部）
公益財団法人京都高度技術研究所
公益財団法人地球環境産業技術研究機構
公益財団法人泉屋博古館
公益財団法人京都服飾文化研究財団
公益財団法人大阪市博物館協会（大阪文化財研究所、大阪歴史博物館、大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術館）
一般財団法人大阪国際児童文学振興財団
公益財団法人大和文華館

一般財団法人地域地盤環境研究所
公益財団法人大阪府保健医療財団大阪がん循環器病予防センター（予防推進部・循環器病予防健診部・健康開発部）
一般財団法人日本建築総合試験所（試験研究センター）
一般社団法人部落解放・人権研究所（調査・研究部）
公益財団法人高輝度光科学研究センター
公益財団法人先端医療振興財団
公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（財）黒川古文化研究所（財）ひょうご環境創造協会（兵庫県環境研究センター）
公益財団法人神戸国際医療交流財団
公益財団法人未来教育研究所
公益財団法人計算科学振興財団
公益財団法人元興寺文化財研究所
公益財団法人動物臨床医学研究所（臨床部、研究部、学術部、検査部及び飼畜部）
一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団
公益財団法人有隣会（研究部）
公益財団法人放射線影響研究所
公益社団法人中国地方総合研究センター
公益財団法人高知県牧野記念財団
公益財団法人九州先端科学技術研究所
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（有機光エレクトロニクス部（有機光エレクトロニクス実用化開発センター））
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター九州シンクロトロン光研究センター
公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団九州国際重粒子線がん治療センター（臨床研究部）
一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団（潤和リハビリテーション診療研究所）
公益財団法人鹿児島市水族館公社
一般財団法人沖縄美ら島財団（総合研究センター）

計 528 機関

(2) 第2条第8項の研究機関

医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院附属臨床研究センター
社会医療法人北斗北斗病院（腫瘍医学研究所）
医療法人社団爽秋会岡部医院研究所
株式会社キノックス（食用菌研究所）

株式会社 ID ファーマ
日本工営株式会社中央研究所
CYBERDYNE 株式会社 (第 1 研究開発部、第 2 研究開発部)
プライムテック株式会社 (先進技術開発チーム)
株式会社新エィシーイー (研究部)
五洋建設株式会社 (技術研究所)
株式会社数理設計研究所
株式会社 KDDI 研究所
株式会社タイムラプスビジョン (研究部)
新日本製鐵株式會社技術開発本部
株式会社竹中工務店 技術研究所
飛島建設株式会社技術研究所
株式会社アミンファーマ研究所
株式会社アトックス技術開発センター(基盤技術開発部・バックエンド技術部・ロボティックスエンジニアリング部)
社会医療法人社団蛸水会名戸ヶ谷病院(名戸ヶ谷研究所メカノメディシン部門)
医療法人沖繩徳洲会千葉徳洲会病院 (臨床研究部)
株式会社三菱化学科学技術研究センター
三菱電機株式会社開発本部
鹿島建設株式会社(技術研究所)
清水建設株式会社技術研究所
株式会社ベネッセホールディングスベネッセ教育総合研究所
株式会社大林組技術研究所
株式会社エスアールエル
株式会社日立製作所 (研究開発グループ)
社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター
浄土宗総合研究所
株式会社医薬分子設計研究所
株式会社ステリック再生医科学研究所
株式会社安藤・間 (技術研究所)
ケミカルグラウト株式会社(技術本部技術開発部)
高砂熱学工業株式会社(技術研究所)
株式会社 PHP 研究所
株式会社ポピンズ(ポピンズ国際乳幼児教育研究所)
気相成長株式会社 (CVD 研究部及び合成研究部)
株式会社 SRA (先端技術研究所)
株式会社ヤクルト本社中央研究所(基礎研究一部及び微生物資源研究部)
株式会社 I I J イノベーションインスティテュート (技術研究所)
特定非営利活動法人環境防災総合政策研究機構環

境・防災研究所
株式会社長谷工コーポレーション(技術推進部門技術研究所)
株式会社三井造船昭島研究所
株式会社ペルセウスプロテオミクス (研究開発部)
株式会社アート研究所 (研究開発部)
特定非営利活動法人日本スペースガード協会(スペースガード研究センター)
日本ビーシージー製造株式会社 (日本 BCG 研究所)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 (マネジメントイノベーションセンター)
横河電機株式会社(マーケティング本部 イノベーションセンター)
西松建設株式会社 (技術研究所)
特定非営利活動法人ヘルスサービス R&D センター
東洋建設株式会社 (総合技術研究所)
東京電力ホールディングス株式会社(経営技術戦略研究所技術開発部)
株式会社北村メンタルヘルス研究所
特定非営利活動法人環境修復保全機構(研究センター)
株式会社大崎総合研究所
株式会社ビジネスリサーチラボ
協同乳業株式会社研究所
三井住友建設株式会社 (技術本部)
株式会社 T M I T (研究開発部)
株式会社農都共生総合研究所
基礎地盤コンサルタンツ株式会社 (技術本部、環境事業部)
東電設計株式会社 (新領域研究開発推進室)
株式会社 LSI メディエンス(アンチドーピングラボラトリー)
古河電気工業株式会社研究開発本部横浜研究所
大成建設株式会社技術センター
日本電信電話株式会社 N T T 物性科学基礎研究所
株式会社東芝研究開発センター
日本製粉株式会社中央研究所
株式会社富士通研究所
J N C 株式会社横浜研究所
東亜建設工業株式会社技術研究開発センター
バイオフィリア研究所有限会社
有限会社環境資源システム総合研究所
特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構
特定非営利活動法人 横浜ライフサイエンス研究機構
株式会社メディネット (先端医科学研究所)

東急建設株式会社（技術研究所）
株式会社インテリジェントセンサーテクノロジー
（研究開発部）
株式会社プラズマ理工学研究所
株式会社ジェノメンブレン（研究部）
株式会社日産アーク（マテリアル解析部、デバイス
機能解析部）
医療法人沖縄徳洲会湘南鎌倉総合病院（臨床研究セ
ンター）
合同会社 AMANE
株式会社シミックバイオリサーチセンター
株式会社ナノ炭素研究所
帝人デュポンフィルム株式会社フィルム技術研究
所
社会医療法人蘇西厚生会まつなみリサーチパーク
浜松ホトニクス株式会社
株式会社豊田中央研究所
医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所
株式会社コンボン研究所
社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府セン
ター（研究部、研修部）
石原産業株式会社 中央研究所（創薬科学研究室、
生物科学研究室、生命科学研究室）
株式会社国際電気通信基礎技術研究所
株式会社島津製作所
有限会社ミネルバライトラボ
日本電信電話株式会社NTTコミュニケーション
科学基礎研究所
オムロン株式会社技術・知財本部
特定非営利活動法人国際斜面災害研究機構
株式会社吉田生物研究所（バイオ情報研究部門）
特定非営利活動法人量子化学研究協会
特定非営利活動法人健康医療評価研究機構
特定非営利活動法人日本文字文化機構文字文化研
究所（研究部）
株式会社関西メディカルネット（関西電力医学研究
所）
特定非営利活動法人市民活動情報センター
株式会社カルディオ
株式会社生命誌研究館
アンジェスMG株式会社
社会医療法人大道会森之宮病院
株式会社ペプチド研究所（研究部、薬理室）
有限会社自然医科学研究所（実証システム国際研究
センター）
サンスター株式会社ヘルスサイエンス研究所
社会福祉法人敬友会（高齢者住宅研究所）

株式会社ジェーエムワールド（研究室）
医療法人大峯会（高山メディカルクリニック医療技
術部臨床検査研究室）
医療法人新明会都島放射線科クリニック（放射線治
療研究開発部）
有限会社セレンディップ研究所
医療法人徳洲会野崎徳洲会病院（附属研究所）
株式会社神戸製鋼所技術開発本部
イマジニアリング株式会社（研究開発部）
関西電力株式会社研究開発室技術研究所
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団兵庫県立リハビ
リテーション中央病院（子どもの睡眠と発達医療センター）
社会医療法人神鋼記念会（総合医学研究センター）
特定非営利活動法人サイバー・キャンパス・コンソ
ーシアム TIES（附置研究所）
株式会社ネイチャースケープ（研究部門）
特定非営利活動法人社会理論・動態研究所
九州電力株式会社（総合研究所）
特定非営利活動法人海洋環境保全協会（開発研究
部）
社会福祉法人藤本愛育会大分こども療育センター
（臨床研究部）

計 131 機関

1,862 機関

(参考1) 審査等

1 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。

「奨励研究」は、人文社会系、理工系、生物系の審査会における合議により審査を行う予定です。

なお、審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返却しません。

審査等のルールである「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページで確認してください。

(URL : <http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)

2 審査結果の通知

審査の結果に基づく採択・不採択については、応募者に文書で通知します。

(研究機関を通じて応募があった場合は、研究機関を通じて通知します。) (4月上旬予定)

また、採択されなかった場合には、書面審査の専門分野におけるおおよその順位等について日本学術振興会科学研究費委員会から開示する予定です。(6月上旬頃郵送)

(参考2) 科学研究費補助金取扱規程

〔 昭和40年3月30日
文部省告示第110号 〕

改正 昭43文告309・昭56文告159・昭60文告127・昭61文告156・平10文告35・
平11文告114・平12文告181・平13文告72・平13文告133・平14文告123・平15文告149・
平16文告68・平16文告134・平17文告1・平18文告37・平19文告45・平20文告64・
平22文告177・平23文告93・平24文告143・平25文告31・平28文科告73

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第1条 科学研究費補助金の取扱については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力をを行う者をいう。

- 6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 7 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第3条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

2 独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者
法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者
同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く。）
法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

- 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降5年間
- 五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間
- 2 前条の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 基金助成金の不正使用を行つた者
 - 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
 - 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く）
 - 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者
- 3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。
- 一 特定給付金の不正使用を行つた者
 - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
 - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者
- 4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る科学研究費補助金（同条第2項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

(計画調書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開(以下「科学研究等」という。)に関する計画調書を別に定める様式により文部科学大臣に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第7条 文部科学大臣は、前条第1項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第8条 前条第1項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第9条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更(文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)がある場合にあつては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

3 第1項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 文部科学大臣は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補

助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第6条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかつた者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第7条第1項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第3条第2項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第7条第1項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第15条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第16条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第17条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第18条 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第5条第1号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第19条 第3条第1項第3号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から実施する。

附則（昭和43・11・30文告309）

この規程は、昭和43年11月30日から実施する。

附則（昭和56・10・15文告159）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（昭和60・11・2文告127）

この告示は、昭和60年11月2日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附則（昭和61・12・25文告156）

この告示は、昭和61年12月25日から施行し、昭和61年度以降の補助金について適用する。

附則（平成10・3・19文告35）

この告示は、平成10年3月19日から施行し、平成9年度以降の補助金について適用する。

附則（平成11・5・17文告114）

この告示は、公布の日から施行し、平成11年4月11日から適用する。

附則（平成12・12・11文告181）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附則（平成13・4・19・文告72）

この告示は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成13・8・2文告133）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第2条第3号の規定による研究機関である法人及び同条第4号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第2条第4号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附則（平成14・6・28・文告123）

この告示は、公布の日から施行し、平成14年度以降の補助金について適用する。

附則（平成15・9・12・文告149）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定、第5条第1項、第3項及び第4項の改正規定並びに第6条第2項の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成16・4・1・文告68）

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第3号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた

研究者については、適用しない。

附則（平成17・1・24・文告1）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第3条第4項及び第5項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成18・3・27・文告37）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19・3・30・文告45）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20・5・19・文告64）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第4条第1項第1号及び第3号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（法第2条第3項に規定する補助事業者等をいい、新規程第4条第1項第1号又は第2号に該当する者を除く。）については、適用しない。
- 3 新規程第4条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新規程第4条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22・12・28・文告177）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成23・6・2・文告93）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成24・9・12・文告143）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成25・3・13・文告31）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附則（平成28・3・31・文告73）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成26年度

以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

(参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領 （平成15年10月 7日規程第17号）

改正	平成16年	4月14日	規程第 9号
改正	平成16年	9月10日	規程第14号
改正	平成17年	2月 2日	規程第 1号
改正	平成17年	4月 7日	規程第 7号
改正	平成18年	4月14日	規程第 9号
改正	平成19年	4月 2日	規程第12号
改正	平成20年	6月10日	規程第 9号
改正	平成22年	4月19日	規程第 6号
改正	平成22年	9月 7日	規程第21号
改正	平成23年	4月25日	規程第18号
改正	平成23年	4月28日	規程第20号
改正	平成24年	10月31日	規程第20号
改正	平成25年	3月13日	規程第 2号
改正	平成25年	6月12日	規程第23号
改正	平成26年	6月 3日	規程第18号
改正	平成27年	4月 1日	規程第22号
改正	平成28年	4月28日	規程第49号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第18条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第4条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、文部科学省から交付される科学研究費補助金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）
 - 二 特別研究促進費
 - 三 研究成果公開促進費
 - 四 特定奨励費
 - 五 特別研究員奨励費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。
- 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 8 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

- 第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究

機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であって、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）

三 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する学術団体が行う事業又は長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行うものであって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある学術団体が行う事業（以下「研究事業」という。）

2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

一 法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間

三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間

五 科学研究費補助金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。）当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 基金助成金の不正使用を行った者

二 基金助成金の不正使用を共謀した者

三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く）

四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段

の使用を共謀した者

五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者

3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

一 特定給付金の不正使用を行った者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

4 前条第1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

三 研究事業に係る補助金にあつては、研究事業を行う学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金（新学術領域研究、特別研究促進費又は特定奨励費（以下「新学術領域研究等」という。）を除く。以下この条から第9条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 新学術領域研究等の交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより科学研究又は研究事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、文部科学省が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しよう

とする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 振興会は、文部科学省からの通知により新学術領域研究等を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

- 2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条各項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

- 3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

- 一 補助金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

- 二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと

- 三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

- 四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

- 4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつ

たものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 振興会は、前条第1項後段の規定による実績報告書のうち国庫債務負担行為に基づいて補助金の交付の決定が行われた補助事業の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、各年度における支出が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 振興会は、前条の規定により額を通知した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(研究成果報告書)

第17条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)取扱要領第17条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後（国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後）5年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第21条 振興会は、補助事業に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第22条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。

4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じら

れた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年規程第9号）

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第5条第1項第1号及び第3号の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日より前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日より前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日より前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成22年規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成22年規程第21号）

この規程は、平成22年9月7日から適用する。

附則（平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成23年規程第20号）

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

附則（平成24年規程第20号）

この規程は、平成24年9月12日から適用する。

附則（平成25年規程第2号）

1 この規程は、平成25年3月13日から適用する。

2 この規程の適用前に第5条に規定する交付決定取消事業において第3条第7項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第5条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10年以内」とあるのは「5年以内」とする。

附則（平成25年規程第23号）

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年規程第18号）

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成28年規程第49号）

1 この規程は、平成28年4月28日から適用する。

2 改正後の取扱要領第5条第4項の規定は、平成26年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

3 第3条第8項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

問い合わせ先等

- 1 この公募に関する問い合わせは、下記宛てに行ってください。

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 総務企画係
電話 03-3263-0976, 0980, 1041

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

- 2 この公募要領に記載されている内容は、日本学術振興会のホームページで御覧いただけます。また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。応募書類を作成する際は、必ず最新版の様式により作成してください。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

応募書類の様式・記入要領

1	研究計画調書作成・記入要領-----	40
2	研究計画調書-----	46
3	応募カード作成・記入要領-----	50
4	応募カード-----	52
5	科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究） に係る応募等の諸手続及び管理の委任について（依頼）-----	53

※ 応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

※ 応募書類を作成する際は、必ず最新版の様式により作成してください。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

平成29年度（2017年度）奨励研究 研究計画調書作成・記入要領

研究計画調書は、科研費の交付を申請しようとする者が、公募要領に基づいてあらかじめ当該研究計画に関する内容を記入し、独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）へ提出するものであり、日本学術振興会の科学研究費委員会における審査資料となるものです。

つきましては、下記の点に留意した上で、誤りのないように作成してください。

なお、科学研究費委員会における審査の結果、採択された場合には、交付内定の通知が行われ、この通知に基づき交付申請書を提出し、研究計画等が適正と認められた場合に科研費が交付されることとなります。

言 己

※ 研究計画調書の作成に当たっては、公募要領に基づいて、応募者（研究代表者）が責任を持って作成願います。

※ 所定の様式の改変（頁数の増減を含む。）は認めません。

※ 提出部数は正本1部、副本2部です。

※ 本研究計画調書はA4判・両面印刷で作成し、左側（上から下まで）をのり付けし、見開きできるように加工し提出してください。（研究計画調書は全4頁、両面印刷で用紙2枚となります。）

ただし、副本のうち、1部はのり付けせずに左上をクリップ止めしてください。

※ パソコン等で別途作成したものを貼付する場合は、剥がれる恐れがありますので、貼付したものをそのまま提出するのではなく、それを明瞭に複写したものを提出してください。

※ 誤記入、記入漏れ等がないか、事前に十分確認してください。

作成に当たっては、下記の指示及びそれぞれの記入欄に記載している指示に従い、下記4、5、6については、11ポイント以上の文字等を使用して記入してください。

1 「審査希望分野」欄

本作成・記入要領の別表1「系・専門分野・専門番号表」から、審査を希望する専門分野の専門番号を記入してください。

また、分割記号（A～F）が付されている専門分野を選択した場合には、分割記号も必ず記入してください（例：専門番号222、431等）。

※ 研究計画調書に記載の専門番号と応募カードに記載の専門番号が異なる場合は、応募カードに記載の専門番号により取り扱います。

また、「系・専門分野・専門番号表」にない番号を記入した場合や、分割記号が振られている専門分野について分割記号を記入しなかった場合は、審査の対象外となります。

2 「研究課題名」欄

研究内容を具体的に表すような研究課題名（一般的、抽象的な表現は避けてください。）を**40字以内で記入**してください。

研究課題名の変更は原則として認めません。

記入に当たっては、濁点、半濁点はそれだけで独立して1字とはなりません。アルファベット、数字、記号等はすべて1字として数えることに留意し、化学式、数式の使用は極力避けてください。（記入例 Ca^{2+} → C a 2 +）

3 「研究代表者」欄

- (1) 「氏名」欄は、研究代表者の氏名を**記名押印又は署名により記入**してください。

（記名押印の場合の研究代表者の印は、正本1部に印肉を使用して押印してください。

署名の場合は、正本に必ず本人が署名してください。）

なお、上段にはフリガナを付してください。

- (2) 「年齢」欄は、平成29年4月1日現在で記入してください。

- (3) 「職業」欄は、例えば「公立高等学校教諭」、「県教育センター指導主事」、「〇〇研究所主任研究員」のように、なるべく具体的に記入してください。なお、無職の場合は「無職」と記入してください。

また、「職種番号」欄には、本作成・記入要領の別表2「職種番号表」から該当する職種番号を記入してください。

- (4) 「現住所」欄は、生活を主に行っている場所（ただし、日本国内の住所に限る。）を必ず記入してください。

応募書類提出後、現住所を変更する場合は、当会からの送付物が宛先不明とならないよう**郵便局への届出を必ず行ってください。**

- (5) 「勤務先」欄は、例えば「〇〇市立〇〇中学校」、「〇〇県教育委員会〇〇課」、「〇〇(株)〇〇研究所〇〇研究室」のようになるべく具体的に記入してください。

- (6) 「機関番号」欄は、**科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関**（「公募要領」別紙）に**所属する応募者のみ**記入してください。（番号は当該所属研究機関に確認してください。）

- (7) 「e-mail」欄は、連絡先となるアドレスを記入してください。

- (8) 「所属学会等」欄は、所属する学会等がある場合に、記入してください。

4 「研究略歴」欄

最終学校卒業後の研究履歴を現在から順に年度をさかのぼって記入してください。その際、どのような研究を行ってきたのか、研究内容とともに特筆すべき事項（受賞歴等）を簡潔に記入してください。

5 「研究目的・計画・方法」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記入してください。

特に、研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報に伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、勤務先等内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

6 「最近発表した主要な研究成果」欄

研究計画調書に記載している指示に従って記入してください。なお、産業財産権等の知的財産権を有する場合には、その旨記入してください。（特許出願番号等）

7 「研究推薦者・指導者氏名」欄

- (1) 研究推薦者・指導者については、あくまで研究計画の実施をサポートする者であり研究を総括する者ではありません。研究内容をよく理解して推薦する者又は指導する者がいる場合に記入してください。
- (2) 研究推薦者・指導者の押印は不要です。また、研究推薦者・指導者の自筆による記入を求めているものではありませんが、応募者が記入する場合、必ず本人の承諾を得なければなりません。

8 「研究経費」欄

- (1) 応募できる研究経費は10万円以上100万円以下です。100万円を超える応募や10万円未満の応募は審査の対象外となりますので注意してください。
- (2) **研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要な経費**を計上してください。
なお、研究協力者に支払う経費を計上しても差し支えありません。
ただし、次の経費は対象となりません。
 - ① 建物等の施設に関する経費（補助金により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
 - ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ③ 研究代表者の人件費・謝金その他、研究に直接関係のない経費（例：酒・煙草、手土産等）
- (3) 「使用内訳」欄
金額は各使用内訳別に千円単位で記入し、千円未満は切り捨ててください。

9 「設備備品費の明細」欄

次のことに留意し、計を入れて記入してください。

多数の図書、資料を購入する場合は「西洋中世政治史関係図書」のようにある程度、図書、資料の内容が判明するような表現で記入してください。また、機械器具の場合は、単に〇〇〇一式とするだけでなくその内訳も記入してください。

10 「消耗品費の明細」欄

薬品、実験用動物、ガラス器具等その品名毎に記入し、かつ計を入れてください。

11 「旅費の明細」欄

海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）等その事項毎に記入し、かつ計を入れてください。

1.2 「人件費・謝金の明細」欄

資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等その事項毎に記入し、かつ計を入れてください。

1.3 「その他の明細」欄

印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、会議費（会場借料、食事（アルコール類除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費等その事項毎に記入し、かつ計を入れてください。

1.4 「研究経費」明細欄記入例

設備備品費の明細		消耗品費の明細			
品名・仕様 (数量×単価)	金額	品名	金額		
〇〇システム (△△社製型番 00) 1式 (内訳) ・〇×装置 ・モニター	300	有機系試薬 ×××	100	50	
計	300	計	150		
旅費の明細		人件費・謝金の明細		その他の明細	
事項	金額	事項	金額	事項	金額
資料収集 〇〇研究集会 3日間	100	アンケート 配布・回収作業 2人	20	複写費 500枚	5
計	100	計	20	計	5

研究計画調書は必ず1部コピーのうえ、保管してください。

平成29年度科学研究費補助金(奨励研究) 系・専門分野・専門番号表

系	専門分野	専門番号	分割記号	系	専門分野	専門番号	分割記号	系	専門分野	専門番号	分割記号
人文社会系	哲学・芸術学	111		理工系	数学	311		生物系	生物学Ⅰ(植物)	411	
	国語・国文学	121			物理学	321			生物学Ⅱ(動物)	412	
	外国語・外国文学	131			化学	331			農学A (生産環境農学、森林園科学)	421	A
	史学	141			地球惑星科学・地学	341			農学B (農芸化学、水圏応用科学、社会経済農学、農業工学、動物生命科学、境界農学、その他)	421	B
	地理学・文化人類学・地域研究	151			工学Ⅰ(機械系)A (基礎機械工学(力学系、材料系))	351	A		薬学Ⅰ (薬物動態学、薬物代謝学、ドラッグデリバリー、製剤、薬物相互作用)	431	A
	社会学・心理学	211			工学Ⅰ(機械系)B (システム制御、設計、メカトロニクス等)	351	B		薬学Ⅱ (薬効解析学、医薬品安全性学、オーダーメイド医療)	431	B
	教育学・教育社会学	221			工学Ⅱ(電気・電子系)A	352	A		薬学Ⅲ-A (病院薬学、医療薬剤学、臨床化学)実験・介入系	431	C
	教科教育学Ⅰ(文科系)A (国語、英語)	222	A		工学Ⅱ(情報系)B	352	B		薬学Ⅲ-B (病院薬学、医療薬剤学、臨床化学)疫学・調査系	431	D
	教科教育学Ⅰ(文科系)B (社会、生活、その他)	222	B		工学Ⅲ(土木・建築工学系)	353			薬学Ⅳ-A (医薬品情報学、医薬品適正使用、その他の薬学) 実験・介入系	431	E
	教科教育学Ⅰ(文科系)C (音楽、美術、体育、家庭科)	222	C		工学Ⅳ(材料・生物工学系)	354			薬学Ⅳ-B (医薬品情報学、医薬品適正使用、その他の薬学) 疫学・調査系	431	F
	教科教育学Ⅱ(理科系)A (算数、数学)	223	A		工学Ⅴ(その他工学)	355			基礎医学A (基礎生命科学的解析)	432	A
	教科教育学Ⅱ(理科系)B (理科、技術、情報、その他)	223	B				基礎医学B (技術・方法・システム開発、その他)		432	B	
	教育工学A (小中学校、高等学校等)	231	A				臨床医学A (神経・筋・骨格、感覚器、発生・発達医学)		433	A	
	教育工学B (高等専門学校)	231	B				臨床医学B (循環器、呼吸器、消化器、感染症)		433	B	
特別支援教育	241					臨床医学C (血液、免疫、腎・泌尿器、代謝・内分泌、その他)	433	C			
法学・政治学・経済学・経営学	251					歯学	434				
						境界医学・社会医学・看護学等	435				
						健康・スポーツ科学	441				
						生活科学	451				

(注1)応募に際しては、この表から審査を希望する専門分野を1つ必ず選定してください。

(注2)分割記号の記載がある専門分野を選択した場合には、研究計画調書・応募カードへ該当する分割記号を必ず記入してください。(分割記号の記入がない場合は、審査の対象外となります。)

職 種 番 号 表

職 種	番 号
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校の教員	501
教育委員会の職員	502
非常勤講師・研究員等	503
技術系職員(企業の職員を除く)	504
企業の職員	505
その他(無職を含む)	506

(注)

1. 教員には、校長及び教頭等を含む。
2. 医療施設等に勤務する者は、その施設が営利を目的として設立された施設であれば、「企業の職員」とし、それ以外は「その他」とする。
3. 「企業の職員」は、経営者・従業員の区別なく企業に属している者。

平成 29 年度（2017 年度）奨励研究 研究計画調書

審査希望分野	系	専門分野	専門番号			分割記号
研究課題名						
研 究 代 表 者	フリガナ氏名	印	年 齢	歳	職 業	
					職種番号	
	現住所	〒 電 話 () -				
	勤 務 先	名 称	機 関 番 号			
		住 所	〒 電 話 () - 内 線 ()			
	e - m a i l					
	所属学会等					
研究略歴						
					研究機関内整理番号	

- (注) 1. 作成に当たっては、「奨励研究 研究計画調書作成・記入要領」を参照してください。
 2. 「研究機関内整理番号」は、委任を受け入れた研究機関の担当者が記入してください。

研究目的・計画・方法

本欄には、本研究種目の目的（教育的・社会的意義を有する研究）に留意し、どのような背景（本研究を応募するに当たり、着想に至った経緯等）、問題意識で、研究期間（1年）で何をどこまで明らかにしようとしているのか、本研究の特色及び予想される結果と意義が分かるように研究目的を具体的に記述するとともに、下記の点に留意し、その目的を達成するための研究計画・方法を簡明に記述してください。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領21頁参照）を参考にしてください。

- ① 研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。
例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、勤務先等内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。
なお、該当しない場合には、その旨記述してください。
- ② これまでに本研究計画に関連する研究を行っている場合には、その過程（成果を含む）や準備状況等についても記述してください。
- ③ 研究を実施する場所や設備等は確保されているのか（あるいはその必要はないのか）など、本研究計画を遂行するための研究環境についても記述してください。
- ④ 研究計画・方法に照らし、研究経費の妥当性・必要性・積算根拠について記述し、各費目（設備備品費、旅費、人件費・謝金）が全体の研究経費の90%を超える場合及びその他の費目で、特に大きな割合を占める経費がある場合には、当該経費の必要性（内訳等）を記述してください。
- ⑤ 企業の職員については、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究との相違点についても記述してください。

最近発表した主要な研究成果

本欄には、これまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演等主要なものを選定し、現在から順に発表年次を過去にさかのぼり記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。

例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）について記入してください。（以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可。）

研究推薦者・指導者氏名	職業・学位	推薦理由又は研究指導方法

(注) 研究推薦者又は指導者が複数いる場合は、点線で区切って記入してください。

研 究 経 費				
研 究 経 費 合 計	千 円			
使 用 内 訳				
設 備 備 品 費	消 耗 品 費	旅 費	人 件 費 ・ 謝 金	そ の 他
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円

(金額単位：千円)

設 備 備 品 費 の 明 細		消 耗 品 費 の 明 細			
品 名 ・ 仕 様 (数量×単価)	金 額	品 名		金 額	
計		計			
旅 費 の 明 細		人 件 費 ・ 謝 金 の 明 細		そ の 他 の 明 細	
事 項	金 額	事 項	金 額	事 項	金 額
計		計		計	

(注) 「研究経費合計」欄、「使用内訳」の各欄は千円単位で記入してください。

平成29年度（2017年度）奨励研究 応募カード作成・記入要領

平成29年度（2017年度）奨励研究応募カード（以下「応募カード」という。）に基づいて審査資料の作成を行うため、記入に当たっては下記の点に留意し、別に作成する研究計画調書の記載内容と照合し、誤りがないように作成してください。

誤記入、記入漏れ、あるいは不明瞭な箇所がある場合には、当該応募研究課題が審査に付されないことや審査の結果に影響を及ぼすことがありますので、作成に当たっては十分注意してください。

応募カード提出後に、訂正、再提出を行うことはできません。

1 提出に当たっての注意

- (1) 提出部数は、**1部**です。
- (2) 応募カードの提出に当たり、記載内容に誤りがないかを研究計画調書と照合・確認の上、研究計画調書とともに提出してください。

2 応募カード記入事項の説明

(1) 「審査希望分野の専門番号」欄

研究計画調書作成・記入要領の別表1「系・専門分野・専門番号表」により研究計画調書に記載の専門番号を記入してください。

また、分割記号（A～F）が付されている専門分野を選択した場合には、分割記号も必ず記入してください（例：専門番号222、431等）。

※ 研究計画調書に記載の専門番号と応募カードに記載の専門番号が異なる場合は、応募カードに記載の専門番号により取り扱います。

また、「系・専門分野・専門番号表」にない番号を記入した場合や、分割記号が振られている専門分野について分割記号を記入しなかった場合は、審査の対象外となります。

(2) 「研究課題名」欄

- ① 研究計画調書に記載の研究課題名を、1枠に1字ずつ左端から横書で1行目から2行目の順番に40字以内で記入してください。

(例) 英語教材の開発 →

英	語	教	材	の	開	発
---	---	---	---	---	---	---

- ② アルファベット、数字、記号等も1枠に1字ずつ記入してください。

(例) Ca^{2+} →

C	a	2	+
---	---	---	---

「研究」、 →

「	研	究	」	,
---	---	---	---	---

- ③ 濁点・半濁点のみを1枠に記入する必要はありません。

(例) ぴが →

ぴ	が		
---	---	--	--

- ④ 化学式、数式の使用は極力避けてください。

(3) 「氏名」欄

- ① 「フリガナ(カタカナ)」、「氏名」欄に1枠に1字ずつ記入し、姓と名の間に「,」（カンマ）を付してください。

※濁点・半濁点についても1枠に記入してください。

(例)

カ	ク	シ	ン	,	タ	ロ	ウ							
学	振	,	太	郎										

(4) 「生年月日」欄

年は西暦で記入してください。

また、生年月日の数字が1桁の場合は、その数字の前に「0」を記入してください。

(例)

1	9	6	5	1	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---

(5) 「現住所」欄

現住所（ただし、日本国内の住所に限る。）の郵便番号及び住所を1枠に1字ずつ記入してください。なお、住所は適宜、空白又は改行し、読みやすくなるよう記入してください。

(例)

1	0	2	-	0	0	8	3												
東	京	都	千	代	田	区	麴	町	5	-	3	-	1						
○	○	ビ	ル	7	0	1	号	室											

(6) 「メールアドレス」欄

メールアドレスがある場合、1枠に1字ずつ左端から横書で1行目から2行目の順番に40字以内で記入してください。（記載できるメールアドレスは1つのみ。）

(例)

g	a	k	u	s	h	i	n	-	s	h	o	u	r	e	i	k	e	n	k	y
u	1	2	3	@	a	b	c	d	e	.	a	c	.	j	p					

(7) 「勤務先名称」欄

① 現在の勤務先の名称を1枠に1字ずつ記入してください。

なお、無職の場合は「勤務先」欄は記入せず、「8 職業」欄に「無職」と記入してください。

② 勤務先の名称は、枠に収まるよう略記し記入してください。

③ 機関番号は、科学研究費補助金取扱規程第2条に規定される研究機関に所属する応募者のみ記入してください。（番号は所属研究機関の科研費担当者に確認してください。）

(8) 「職業」欄

① 現在の職業を1枠に1字ずつ記入してください。

② 職種番号は、研究計画調書作成・記入要領の別表2「職種番号表」により研究計画調書に記載の番号を記入してください。

(例)

教	員			
職種番号	5	0	1	

(9) 「応募経費（金額）」欄

応募する研究経費を千円単位で記入してください。

(例) 90万円 →

9	0	0
---	---	---

 千円

※ 応募額は10万円以上100万円以下であり、100万円を超える応募や10万円未満の応募は、審査の対象外となります。

平成 年 月 日

研究機関の長 殿

所属部局・職
研究代表者氏名

印

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に係る
応募等の諸手続及び管理の委任について（依頼）

私は、独立行政法人日本学術振興会が公募する平成29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（奨励研究）に応募を予定しています。

ついては、貴殿に独立行政法人日本学術振興会への応募等の諸手続及び交付を受けた場合の補助金の管理の委任を依頼しますので、承諾願います。